

2016年8月26日

各位

三井住友信託銀行株式会社

### 生命保険商品の代理店手数料の開示等について

三井住友信託銀行株式会社(取締役社長:常陰 均)は、従来から「三井住友信託銀行の保険募集指針」(※当社ホームページ「当社の保険募集について」)に則って、保険募集時の積極的な情報提供に努めてまいりました。

今般、お客さまにより適切な商品選択を行っていただけるようにするため、さらに情報提供を進めることとし、2016年10月を目途として、当社が保険会社から受領する代理店手数料を、お客さま向けに開示させていただくこととしましたのでお知らせいたします。

#### 1. 代理店手数料の開示対象

代理店手数料の開示は、特定保険契約商品をはじめとする保険会社各社の同意を得られた商品を対象とします。

なお、特定保険契約とは、金融商品取引法の行為規則の一部が準用される、市場リスクを有する生命保険商品のことであり、具体的には変額保険、外貨建て保険、市場価格調整機能を有する保険です。

#### 2. 代理店手数料の受領方式

当社では、保険商品をはじめ、投資信託、投資一任運用商品など資産運用商品全般につきまして、契約期間を通じたお客さまのアフターフォローに努めております。

このため、当社が保険会社と共同開発した特定保険契約商品につきましては、従来より、募集時のコンサルティング等の対価としての「販売手数料」と、アフターフォロー等の対価としての「継続手数料」に分けて代理店手数料を受領する方式を採用しておりました。

今般、他の特定保険契約商品につきましても、同様の方式に切り替えることとします。

当社は、我が国唯一の専業信託銀行グループの一員として、これまでも「信託の受託者精神」に基づき、お客さま本位の姿勢の徹底を図ってまいりました。

今後も、信託銀行として長年培ってきた高度なコンサルティングと丁寧なアフターフォローを実践することで、お客さまの資産に関するさまざまなニーズの解決に向け、真にお客さまの立場に立ったトータル・ソリューションを提供してまいります。

以上